作業環境測定基準等の一部を改正する告示案に関する意見募集について

The Knights

厚生労働省では、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）等の一部を改正する告示案について、2019 年 11 月 15 日から 12 月 14 日まで意見の募集（パブリックコメント）を実施しています。本案は、「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会」の報告書（2018 年 11 月 6 日公表）を踏まえ、作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うもの（以下、「個人サンプリング」という）を新たに規定するため、所要の改正を行うものです。

<改正の内容>

1 作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）の改正

（1） 個人サンプリングを適用できる物質と作業場について

（2） 個人サンプリングに係る試料空気の採取等の対象者数、時間等について

（3） 外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定に用いる測定機器の要件について

（4） 新たな測定方法が開発された 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）の試料採取方法等について

2 作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）の改正

作業環境測定結果の評価について、個人サンプリングによる測定結果に係る評価方法を追加

3 インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具（平成 24 年厚生労働省告示第 579 号）の改正

インジウム化合物の濃度の測定結果の評価について、個人サンプリングによる測定結果に係る評価方法を追加

4 作業環境測定士規程（昭和 51 年労働省告示第 16 号）の改正

作業環境測定士の資格の要件である登録講習について、個人サンプリングに係る内容を追加

5 その他所要の改正

告示日 ： 2020 年1月中旬（予定）

適用期日 ： 1(3)及び(4) ： 2020 年4月1日（予定）

上記以外 ： 2021 年4月1日（予定）

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2019 年 11 月 15 日付 厚生労働省パブリックコメント

分析技術箇所 杉山みなみ

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

基準の遵守、測定頻度は管理できていますか？
工場や家庭からの排出水には法律による規制があります。放流先や排水量、取り扱っている物質によっても様々です。これらについて、適切に当社がサポート致します。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
http://www.knights.jp/ana/water/drain_index.html

お問合せはこちら